

～年末調整前に必ず確認しておきたい～ 「定額減税実務対応セミナー」

本年6月から定額減税がスタートしました。6月1日時点での従業員の扶養状況に基づき、毎月の源泉徴収税から1人あたり3万円を控除する月次減税事務が既に始まっています。

そして12月以降の年末調整においては定額減税の控除額を確定させる年調減税事務が必要となり、従業員の定額減税漏れがないよう十分に注意が必要です。

本セミナーでは年調減税の実務と留意点について、公認会計士がわかりやすくご説明いたします。

日時

2024年 **12月10日** (火) 14:00 – 15:30

会場

垂井町商工会館 (コネクトベース垂井内2階 セミナースペース)
(岐阜県不破郡垂井町1797番地の1) ※旧東保育園

講師

公認会計士・税理士

木村 太哉 氏

こんな疑問ありませんか？

- ◆パート従業員の給与が年の途中で103万円を超えてしまった。年調で減税していいの？
- ◆6月以降に就職した従業員は年調で減税すればいいの？
- ◆従業員の扶養の人数が6月以降に増減してしまった、いくら減税すればいいの？
- ◆住宅ローン減税のある従業員の定額減税はどうなるの？
- ◆定額減税で控除しきれなかった分はどうなるの？
- ◆2ヶ所以上で働いている従業員の定額減税はどうするの？
- ◆月次減税をするのを忘れていた。年調で控除していいの？
- ◆従業員が市町村から既に給付を受けた。定額減税を二重に行ってもいいの？

----- 定額減税実務対応セミナー申込書 -----

垂井町商工会 行

FAX 0584-22-3734

申込締切日：12月3日迄

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

垂井町商工会 ☎ 0584-22-0390

お問合せ

主催：岐阜県商工会連合会 岐阜・西濃ブロック広域支援室

共催：垂井町商工会、垂井町青色申告会